

提案条例説明資料

令和 7 年 3 月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 2 号
2	題名	浜田市公告式条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づき、条例の公布等を行うために設置する掲示場について、業務効率化及び経費削減の観点から、その数を 15 か所から 1 か所にするに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	掲示場の設置数の変更（第 2 条及び別表関係） 市内 15 か所にある公告式掲示場について、市役所本庁前 1 か所とする。
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日
6	備考	掲示場に掲示する情報は、令和 7 年度から浜田市公式ホームページに掲載することにより、情報提供を行います。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市議会個人情報の保護に関する条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用条項に関し改正が必要となる条例について、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 改正内容 引用条項の整理 （改正前） （改正後） (1) 第2条第8項 ⇒ 第2条第9項 (2) 第2条第9項 ⇒ 第2条第10項 (3) 第2条第12項 ⇒ 第2条第13項 (4) 第2条第14項 ⇒ 第2条第15項 2 改正する条例 (1) 浜田市議会個人情報の保護に関する条例 (2) 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5	施行期日等	令和7年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市行政組織条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	令和7年4月の組織機構の見直しにより、所掌事務の変更を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	所掌事務の変更（第2条関係） (1) 総務部に次の業務を追加する。 情報化の推進に関すること。 (2) 地域政策部から次の業務を削る。 地域情報化に関すること。
5	施行期日等	令和7年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	金城支所周辺施設整備事業において、雲城まちづくりセンターを金城山村開発センターみどりかいかんから浜田市金城高齢者生活福祉センター（さんあいホーム）に移転することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	雲城まちづくりセンターの所在地番の変更（第2条関係） （改正前）浜田市金城町下来原 171 番地 （改正後）浜田市金城町下来原 1541 番地 20
5	施行期日等	令和7年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 6 号																		
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例																		
3	目的・理由	令和 6 年人事院勧告及び令和 6 年島根県人事委員会勧告(以下「人事院勧告等」という。)を考慮し、特定任期付職員の期末手当の支給割合及び勤勉手当の新設、一般職の職員の給料表及び各種手当、会計年度任用職員の給料表並びに企業職員の各種手当について、所要の改正を行うものです。																		
4	概要	1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第 1 条) (1) 特定任期付職員業績手当の廃止(第 7 条関係) (2) 期末手当の支給割合の改正(第 8 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td><td>100 分の 172.5</td><td>100 分の 95 (100 分の 77.5 減)</td></tr> <tr> <td>12 月期</td><td>100 分の 172.5</td><td>100 分の 95 (100 分の 77.5 減)</td></tr> </tbody> </table> (3) 勤勉手当の新設に係る改正(第 8 条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給期</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td><td>—</td><td>100 分の 77.5 (新設)</td></tr> <tr> <td>12 月期</td><td>—</td><td>100 分の 77.5 (新設)</td></tr> </tbody> </table> 2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正(第 2 条) (1) 給料表の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係) ア 改正の概要 国が令和 7 年 4 月 1 日から適用する俸給表(係長級以上の俸給の最低水準の引上げ改定)に準じ改正	支給期	改正前	改正後	6 月期	100 分の 172.5	100 分の 95 (100 分の 77.5 減)	12 月期	100 分の 172.5	100 分の 95 (100 分の 77.5 減)	支給期	改正前	改正後	6 月期	—	100 分の 77.5 (新設)	12 月期	—	100 分の 77.5 (新設)
支給期	改正前	改正後																		
6 月期	100 分の 172.5	100 分の 95 (100 分の 77.5 減)																		
12 月期	100 分の 172.5	100 分の 95 (100 分の 77.5 減)																		
支給期	改正前	改正後																		
6 月期	—	100 分の 77.5 (新設)																		
12 月期	—	100 分の 77.5 (新設)																		

する。

イ 改正の対象範囲

(ア) 行政職 3 級から 7 級までの職務の号給

(イ) 医療職 2 級から 4 級までの職務の号給

(2) 扶養手当の改正（第 12 条及び第 13 条関係）

国が令和 7 年 4 月 1 日から 2 年間で段階的に適用する規定に準じ改正する。

扶養親族	改正前	改正後	
		令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円 (3,500 円減)	廃止 (3,000 円減)
子	10,000 円	11,500 円 (1,500 円増)	13,000 円 (1,500 円増)

(3) 地域手当の改正（第 14 条関係）

国が令和 7 年 4 月 1 日から適用する級地区分（支給地域の単位を広域化し、級地区分を 7 区分から 5 区分に再編）に準じ改正する。

(4) 通勤手当の改正（第 18 条関係）

国が令和 7 年 4 月 1 日から適用する交通機関等を利用する場合の支給限度額に準じ改正する。

（改正前） 55,000 円

（改正後） 150,000 円

(5) 管理職員特別勤務手当の改正（第 25 条関係）

国が令和 7 年 4 月 1 日から拡大する支給対象時間帯に準じ改正する。

支給対象	改正前	改正後
時間帯 (平日)	午前 0 時から 午前 5 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 5 時まで

3 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）

(1) 給料表の改正（別表第 2 関係）

ア 改正の概要

国が令和 7 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準じ

		改正する。 イ 改正の対象範囲 医療職 2 級の職務の号給 4 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第 4 条） (1) 扶養手当及び管理職員特別勤務手当の改正（第 5 条及び第 9 条の 2 関係） 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正に準じ改正する。
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日
6	備考	人事院勧告等において、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものについて、改正を行うものです。 ※ 人事院勧告等による制度改正は、2 回に分けて行うこととし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものにあつては、令和 6 年 12 月議会定例会議において議決を受けております。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の一部改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大し、及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第9条関係） （改正前）3歳に満たない子 （改正後）小学校就学の始期に達するまでの子 2 仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）を利用しやすい勤務環境の整備に係る規定の新設（第17条の2及び第17条の3関係） (1) 家族の介護が必要となった職員に対する措置 (2) 職員への介護両立支援制度等に関する早期の情報提供 (3) 介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備等の勤務環境の整備 3 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和7年4月1日 2 経過措置 施行日以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする改正後の条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 8 号
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用する条項が整理されたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	法を引用する条項の整理（第 23 条関係） （改正前）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する 同条第 29 項 （改正後）第 61 条の 2 第 20 項
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 教育部

1	議 案 番 号	議案第 9 号					
2	題 名	浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例					
3	目的・理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、浜田市学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。					
4	概 要	1 特別職の職員に支給する報酬の区分及び金額の追加（別表関係） <table><tr><th>区 分</th><th>報 酬 額</th></tr><tr><td>浜田市学校運営協議会委員</td><td>年 額 6,000 円</td></tr></table> 2 その他規定の整理		区 分	報 酬 額	浜田市学校運営協議会委員	年 額 6,000 円
区 分	報 酬 額						
浜田市学校運営協議会委員	年 額 6,000 円						
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日					
6	備 考	1 浜田市立学校評議員制度は、浜田市学校運営協議会の設置に伴い、廃止します。 2 浜田市学校運営協議会の委員は、浜田市立学校評議員と比べ、役割及び責任が増えることを考慮し、報酬額を定めています。 (参考) 学校評議員の謝金等の額 年 額 2,000 円					

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 10 号
2	題名	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	1 医師職員は、経験年数を重ねるごとに、初任給調整手当の減額により年収が減額していくことから、年収水準を維持し医師人材の確保に寄与できるようにするため、所要の改正を行うものです。 2 令和 6 年 1 月 19 日付け総務省通知において、異常な自然現象により災害が発生した現場で応急作業等を行う職員に対し支給する災害応急作業等手当の運用について適切に取り扱うよう助言があったことに伴い、当該手当を支給できるようにするため、所要の改正を行うものです。 3 民家付近で熊などの目撃が多発する中、その対応にあたる職員の負傷の危険は著しく高いと判断し、鳥獣等対応業務従事手当を支給できるようにするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 医師手当の上限額の改正（第 11 条関係） （改正前）月額 20 万円 （改正後）日額 4 万円 2 災害応急作業等従事手当の新設（第 2 条及び第 13 条関係） (1) 巡回監視 1 日当たり 710 円 (2) 応急作業等 1 日当たり 1,080 円 (3) 遭難救助 1 日当たり 840 円 (4) その他市長が認める作業等 1 日当たり 1,080 円の範囲内で規則で定める額 ※ 従事時間帯及び従事場所に応じて加算あり。 3 鳥獣等対応業務従事手当の新設（第 2 条及び第 14 条関係）

		鳥獣等対応 1日当たり 500円
5	施行期日等	1 施行期日 令和7年4月1日 2 適用期日 令和6年1月1日（災害応急作業等従事手当の新設に係る改正規定に限る。）

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議 案 番 号	議 案 第 11 号																				
2	題 名	浜田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例																				
3	目的・理由	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）の一部改正に伴い、旅費の支給が定額から実費となることから、市においても旅費法に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。																				
4	概 要	1 旅行役務提供者への支給規定の新設（第 2 条、第 3 条及び第 12 条関係） 現行、旅費の請求主体及び受給対象は旅行した職員本人とされているところ、旅行代理店等を通じて手配する際の手続の改善等に資するよう、職員以外の者（旅行役務提供者）に係る請求及び支出を可能とする。 2 旅費の種類の整理（第 6 条関係） 旅費の種類を次のとおりとする。 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="2">車賃</td><td>車賃</td></tr><tr><td>その他の交通費</td></tr><tr><td>日当</td><td>宿泊手当</td></tr><tr><td rowspan="2">宿泊料</td><td>宿泊費</td></tr><tr><td>包括宿泊費</td></tr><tr><td>食卓料</td><td>宿泊手当</td></tr><tr><td>移転料</td><td>転居費</td></tr><tr><td>着後手当</td><td>着後滞在費</td></tr><tr><td>扶養親族移転料</td><td>家族移転費</td></tr><tr><td>日額旅費</td><td>廃止</td></tr></table> 3 宿泊費（宿泊費基準額）の新設（第 18 条関係） 4 包括宿泊費（いわゆるパック商品費）の新設（第 19 条関係） 5 宿泊手当（宿泊に伴い生じる諸雑費（食事代等））の新	改正前	改正後	車賃	車賃	その他の交通費	日当	宿泊手当	宿泊料	宿泊費	包括宿泊費	食卓料	宿泊手当	移転料	転居費	着後手当	着後滞在費	扶養親族移転料	家族移転費	日額旅費	廃止
改正前	改正後																					
車賃	車賃																					
	その他の交通費																					
日当	宿泊手当																					
宿泊料	宿泊費																					
	包括宿泊費																					
食卓料	宿泊手当																					
移転料	転居費																					
着後手当	着後滞在費																					
扶養親族移転料	家族移転費																					
日額旅費	廃止																					

		設（第 20 条関係） 6 旅費の支給額の上限の新設（第 21 条関係） 交通費及び宿泊費等について、計算した費用と実際に 支払った額を比較し、いずれか少ない額を支給する。 7 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に出発する旅 行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお 従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 12 号
2	題名	浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例等を廃止する条例
3	目的・理由	本条例に基づく扶助料の受給者が死亡し、今後適用がないことから、関係条例を廃止するものです。
4	概要	廃止する条例 (1) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 62 号） (2) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 63 号） (3) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例に基づく退隠料及び扶助料の年額を改定する条例（平成 18 年浜田市条例第 33 号） (4) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金の特例に関する条例に基づく退隠料及び扶助料の年額を改定する条例（平成 19 年浜田市条例第 34 号）
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 13 号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）の一部改正に伴い、関係する手数料について、所要の改正を行うものです。 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）の施行による建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）が改正されたため、関係する手数料について、所要の改正を行うものです。 3 建築物のエネルギー消費性能の算定に係る技術的助言により、住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準等の適合性の評価において、新たな評価方法によることが可能となったことから、関係する手数料について、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律に係る改正 (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料の新設（第 2 条関係） (2) 接道義務及び道路内建築制限義務を満たしていない建築物を大規模修繕等する場合において、安全性等の確保を前提とした当該義務の適用除外に係る認定手数料の新設（第 2 条関係）

		(3) 適合性判定が容易な建築物に関する審査手数料の新設（第 2 条及び別表第 18 関係） (4) 適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料の拡大及び適合性判定が容易な建築物に関する完了検査手数料の新設（第 2 条及び別表第 19 関係） (5) 住宅に係る省エネ基準適合性判定申請手数料の新設（第 2 条及び別表第 11 から別表 15 までの規定関係） (6) 性能向上計画認定の仕様・計算併用法基準に係る申請手数料の新設（第 2 条及び別表第 11 から別表第 17 までの規定関係） (7) 建築物及び工作物に関する審査又は検査に係る手数料の区分及び額の改正（第 2 条、別表第 5 及び別表第 6 関係） (8) 中間検査に係る手数料の新設（第 2 条並びに別表第 6 の 2 及び別表第 6 の 3 関係） 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に係る改正 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の計画通知に関する審査又は検査に係る手数料の新設（第 2 条関係） 3 建築物のエネルギー消費性能の算定に係る技術的助言に係る改正 低炭素建築物新築等計画認定の仕様・計算併用法基準に係る手数料の新設（別表第 9 及び別表第 10 関係） 4 法律等を引用する規定及びその他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日（建築物及び工作物に関する審査又は検査に係る手数料の区分及び額の改正並びに中間検査手数料の新設は、同年 7 月 1 日） 2 経過措置 改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日又は令和 7 年 7 月 1 日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、それぞれ同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 14 号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、当該事業等における食事の提供の特例の改善が図られることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	献立等の栄養指導等を行う者の配置基準の改善等（第 17 条関係） （改正前）栄養士を配置 （改正後）栄養士又は管理栄養士を配置
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日
6	備考	対象となる事業所は、現時点で浜田市内に存在しません。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 15 号
2	題名	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	金城支所周辺施設整備事業において、浜田市金城高齢者生活福祉センターに金城山村開発センターみどりかいかんの施設機能の一部を移転し、地域活動を行う団体等（以下「地域活動団体等」という。）の活動の場を確保するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 目的の整理（第 1 条関係） 地域活動の活性化を追加 2 地域活動支援事業の新設（第 3 条関係） 3 開館時間の改正（第 7 条関係） （改正前）午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで （改正後）午前 8 時 30 分から午後 9 時まで 4 利用対象者の整理（第 10 条関係） 地域活動団体等が施設利用できることの明確化 5 地域活動団体等が施設利用をする場合の利用料金の改正（別表関係） 6 その他規定の整理
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日（浜田市山村開発センター条例の一部改正は、令和 7 年 6 月 1 日） 2 経過措置 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。 3 浜田市山村開発センター条例の一部改正 別表全館の項及び調理実習台の項を削る。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 16 号
2	題名	浜田市波佐地場産業技術研修センター条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市波佐地場産業技術研修センターを用途廃止することに伴い、条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市波佐地場産業技術研修センター条例は、廃止する。 (1) 名称 浜田市波佐地場産業技術研修センター (2) 位置 浜田市金城町波佐イ 425 番内 1
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日
6	備考	用途廃止後は、普通財産として有償貸付を行う予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 17 号
2	題名	浜田市温泉事業条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市温泉審議会からの温泉供給料金の見直しに関する答申を受け、湯屋温泉の飲料営業供給の基本料金について見直しを行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	基本料金の変更（別表第 1 関係） (1) 温泉名 湯屋温泉 (2) 供給種類 飲料営業供給 (3) 1 月当たりの基本料金 （改正前）使用量 1 立方メートルにつき 1,320 円 （改正後）使用量 1 立方メートルにつき 880 円
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の規定は、令和 7 年 4 月以後の温泉供給料金から適用し、同月前の温泉供給料金については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 18 号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	川本住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	川本住宅の用途廃止（別表第 1 関係） (1) 所在地 浜田市三隅町芦谷 713 番地 (2) 構造 木造平家建（作業室付） (3) 建設年度 昭和 58 年度
5	施行期日等	公布の日
6	備考	用途廃止後は、建物を解体し、敷地を普通財産として管理する予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 19 号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	向野田住宅C棟を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	向野田住宅C棟の用途廃止（別表関係） (1) 所在地 浜田市三隅町向野田 613 番地 3 (2) 構造 木造 2 階建 (3) 建設年度 昭和 59 年度
5	施行期日等	公布の日
6	備考	用途廃止後は、公募による売却を行う予定です。

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第 20 号
2	題名	浜田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）の一部が改正され、非常勤消防団員の処遇改善が図られることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	退職報償金の勤務年数区分に、「35 年以上」の区分を追加（別表関係）
5	施行期日等	1 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	議案第 21 号
2	題名	浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 布設工事監督者の資格要件の改正（第 3 条関係） (1) 技術上の実務経験年数に係る要件の改正 水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する実務経験を要件に含めた実務経験年数の改正 (2) 学科要件の追加 機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者を資格要件に追加 (3) 土木施工管理に係る 1 級技術検定の合格者を資格要件に追加 2 水道技術管理者の資格要件の改正（第 4 条関係） (1) 布設工事監督者の資格保持者を資格要件から削除 (2) 学科要件の追加 土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者を資格要件に追加 (3) 技術士試験のうち上下水道部門の 2 次試験の合格者を資格要件に追加 (4) 土木施工管理に係る 1 級技術検定の合格者を資格要件に追加 3 その他規定の整理
5	施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日